

## [事案 2019-74] 新契約無効請求

・令和2年2月12日 和解成立

### <事案の概要>

募集人から誤説明を受けたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成15年4月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効にしてほしい。

- (1) 契約時、募集人から、本契約は郵便局の保険と同じで元本保証され、保険料は一括払いだと聞いていた。
- (2) 平成17年3月以降、毎年、募集代理店に本契約の解約を申し入れたが、解約すると損と言われ続け、解約できなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約時、申立人と複数回面談をして保障と資産運用というニーズを確認したうえで契約手続きを行っており、募集時の手続きは適切であった。
- (2) 募集人は、申立人の資産を確認したうえで適切な商品を提案しており、説明の際にはパンフレットと設計書を用いて十分に情報を提供した。
- (3) 募集人は、前納期間が終了する前後から申立人と連絡が取れなくなり、そもそも解約の話聞いていない。そのため、募集人が解約を阻む言動をしたことはない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情および解約に至った経緯等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、本契約の保険料は一括払いであり元本が保証された保険であると誤信したとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約後すぐに保険料が支払われなくなり、自動振替貸付が適用され、次第に立替金が高額になっているところ、募集人としても立替金の発生を認識したのであるから、立替金の増大を防止する保全活動が行われるべきであった。
- (2) 募集人は、事情聴取において、平成23年までは申立人の連絡先を知らなかったが、他の契約の保全のため、申立人の母親には定期的に会うことがあったと述べている。
- (3) 本契約は、約3年経過後には払済保険に変更する予定で契約されたものであるところ、払済保険への変更手続きもされていない。
- (4) 自動振替貸付が高額になる前に、募集人としては、申立人の母を介するなどして申立人に対して連絡をとり、申立人の意向を直接確認するための手段を講ずることが望ましかった。